

三次市教育委員会議案第18号

三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する教育委員会訓令（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（旅行命令によらない公務使用承認の手續）</p> <p>第7条 職員は，第3条第4号クに規定する学校管理下において行われる教育活動における児童・生徒の引率又は指導（前条の定めにより，旅行命令に基づいて行われるものを除く。）に自家用車を使用しようとする場合には，自家用車公務使用・生徒同乗承認簿（様式第2号。以下「承認簿」という。）により，あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。</p> <p>ただし，<u>教員特殊業務（職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年広島県条例第24号）第36条第1項に規定する業務に限る。）に従事する際，承認簿の内容を確認できる計画書等を作成し，決裁を受ける場合は，承認簿の作成を省略することができる。</u></p> <p>様式第2号（第7条関係） 略</p>	<p>（旅行命令によらない公務使用承認の手續）</p> <p>第7条 職員は，第3条第4号クに規定する学校管理下において行われる教育活動における児童・生徒の引率又は指導（前条の定めにより，旅行命令に基づいて行われるものを除く。）に自家用車を使用しようとする場合には，自家用車公務使用・生徒同乗承認簿（様式第2号。以下「承認簿」という。）により，あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。</p> <p>様式第2号（第7条関係） 略</p>